

とちぎ部活動移行プラン

～ 公立中学校の部活動を地域クラブ活動へ～



栃木県教育委員会

目次 ～CONTENTS～

	頁
I プラン策定の背景	1
1. 国の動向	1
2. 本県の中学校部活動を取り巻く現状	1
(1) 中学校部活動における少子化の影響	1
(2) 中学校部活動加入率の低下	2
(3) 多様なニーズへの対応	2
(4) 指導者の活動経験の有無	3
(5) 教員の時間外在校等時間	3
II プランの基本的な考え方	4
III プランの目標	5
IV 学校部活動から地域クラブ活動への移行の全体像	6
V 地域移行に向けた国・県・市町・学校の役割と移行の流れ	7
(1) 国の役割	7
(2) 県の役割	8
(3) 市町の役割	8
(4) 学校の役割	11
(5) 移行の流れ	12
VI 学校部活動の地域移行に係る本県の課題と取組	14
1. 運営団体の整備充実	14
2. 指導者の確保	15
3. 効果的な活動の推進	18
4. 活動機会の確保	18
5. 活動場所の確保	20
6. 参加費用負担の理解促進	20
7. 関連諸制度への対応	21
巻末資料	22

I プラン策定の背景

1. 国の動向

学校部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきました。しかし、少子化の影響や価値観の多様化等、教育に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決できない課題が増えています。また、活動経験のない教員の部活動指導に係る負担や教員の働き方改革などから、従前と同様の運営体制のままでは維持することが難しく、現在成立している学校や地域においても今後立ち行かなくなる可能性があります。

国は令和2(2020)年9月に、令和5(2023)年度から休日における学校部活動を段階的に地域に移行する方針を示し、さらには、令和4(2022)年に、スポーツ庁及び文化庁による部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえた総合的なガイドラインが示されました。このガイドラインでは、公立中学校における部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動(以下「地域クラブ活動」という。)への移行に取り組むこととしています。

2. 本県の中学校部活動を取り巻く現状

(1) 中学校部活動における少子化の影響

【現状】

図表1のとおり、生徒数の減少に伴い運動部・文化部ともに部員数は減少傾向になっており、令和4(2022)年度は平成28(2016)年度と比較すると6,000人以上減少しています。

一方、表1のとおり合同チームにより大会に参加するチーム数は増加しています。

図表1 栃木県内中学校部活動部員数推移 (単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
運動部員数	39,880	38,445	37,303	36,484	35,777	35,387	34,545
文化部員数	11,251	10,847	10,922	10,694	10,813	10,663	10,452
全体	51,131	49,292	48,225	47,178	46,590	46,050	44,997

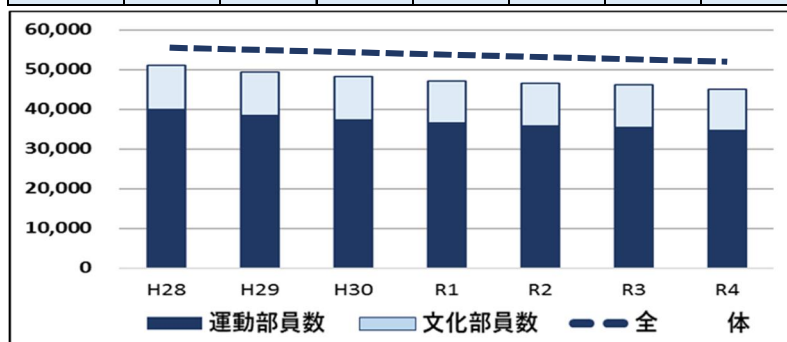


表1 県中体連主催大会への合同チーム参加数及び学校数推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
合同チーム数	27	38	31	48	11	46	45
学校数	56	81	70	102	24	95	98

備考：R2は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催大会が減少(栃木県中学校体育連盟提供)

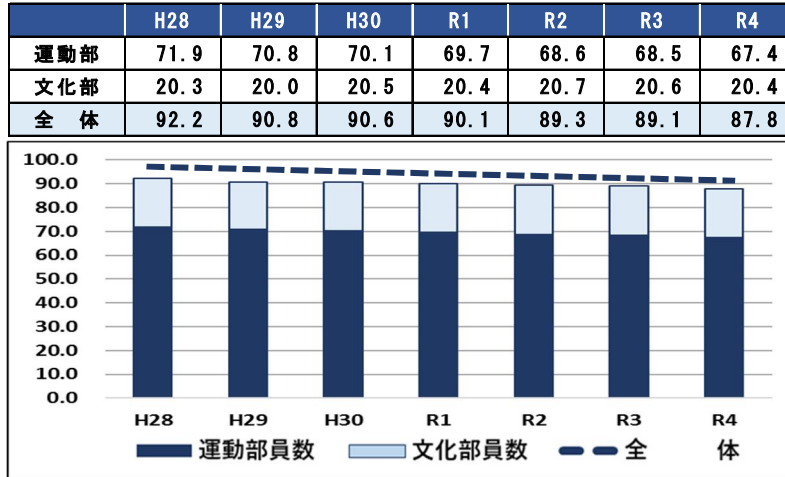
(2) 中学校部活動加入率の低下

【現状】

本県の学校部活動加入率について、図表2のとおり運動部は緩やかな低下傾向にあります、文化部は横ばいで推移しています。

図表2 栃木県内中学校部活動加入率の推移

(単位：%)



資料：部活動に関する調査（栃木県教育委員会）

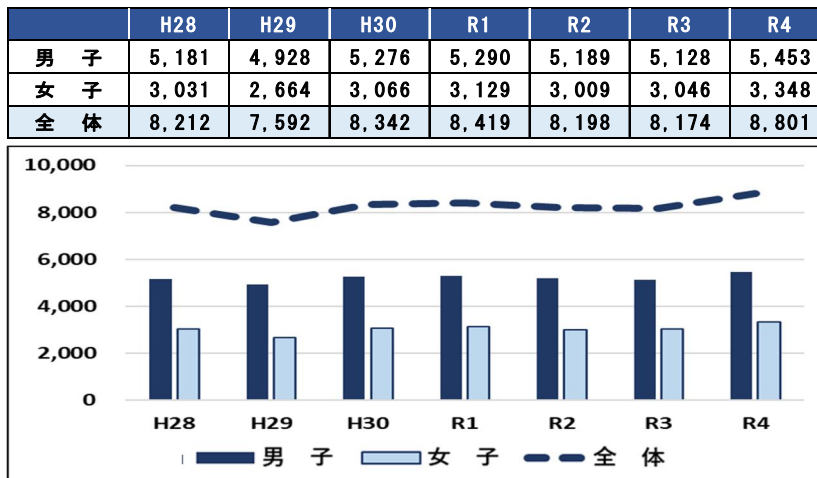
(3) 多様なニーズへの対応

【現状】

図表3のとおり、令和4(2022)年度の地域のスポーツクラブ等に参加する生徒数は、平成28(2016)年度と比較すると増加しています。この背景には、少子化による部員数の減少や生徒・保護者等のスポーツ・文化芸術活動へのニーズの多様化といった状況に対し、学校部活動だけでは対応することが難しくなっていることがうかがえます。

図表3 地域のスポーツクラブ等で活動する生徒数の推移

(単位：人)



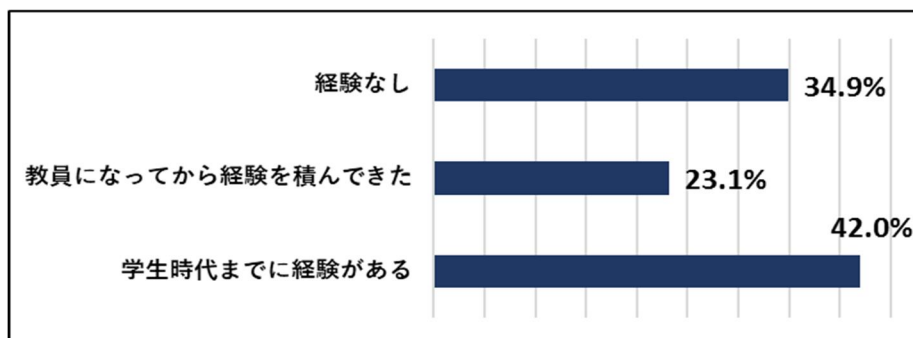
資料：部活動に関する調査（栃木県教育委員会）

(4) 指導者の活動経験の有無

【現状】

図1に示す、令和4(2022)年7月に教員の部活動に関する意向調査結果によると、現在担当する学校部活動の活動経験について、「学生時代までに、ある程度専門的に行った経験がある。(大会やコンクールに出るなど)」と答えた教員は42.0%であり、「初めて担当する部であり、これまでの経験はほとんどない」と答えた教員は34.9%の割合でした。

図1 現在担当する学校部活動の活動経験 (N:1928)



資料：R4 教員の部活動に関する意向調査（栃木県教育委員会）

(5) 教員の時間外在校等時間

【現状】

本県では、「学校における働き方改革推進プラン（第2期）」により、教員の時間外在校等時間を1か月で45時間以内を目標に取り組んでいます。表2にあるとおり、令和4(2022)年度における部活動顧問の時間外在校等時間は、令和元年度と比較すると確実に短縮していますが、依然として改善していく必要があります。

表2 時間外在校等時間の状況（部活動の担当別）

月	正顧問				副顧問			
	運動系		文化系		運動系		文化系	
	(時間)		(時間)		(時間)		(時間)	
	R1	R4	R1	R4	R1	R4	R1	R4
4月	84.6	79.5	67.6	65.8	66.6	66.6	59.5	59.3
5月	87.1	82.0	69.0	65.3	69.5	68.9	57.8	57.9
6月	88.4	82.8	73.4	69.3	70.8	70.4	64.6	62.7
7月	76.1	64.9	64.8	54.2	59.6	53.1	54.4	44.4
平均	84.1	77.3	68.7	63.7	66.7	64.7	59.1	56.1

資料：R4 学校における働き方改革推進プランに基づく実態調査（栃木県教育委員）

これらの学校部活動を取り巻く環境の変化は全国各地で生じており、従前と同様の運営体制のままでは維持することが難しく、現在成立している学校や地域においても今後立ち行かなくなる可能性があります。

本県でも、各地域において持続可能な「生徒にとって、望ましい地域クラブ活動環境」の整備に取り組む必要があります。

Ⅱ プランの基本的な考え方

【プラン策定の趣旨】

本プランは、県内公立中学校の生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する観点に立ち、これまで学校教育活動の一環として行ってきた休日の学校部活動を地域クラブ活動として実施できるよう環境を整備するため策定するものです。

なお、地域クラブ活動環境の整備にあたっては、学校部活動の教育的意義を地域においても継承・発展できるよう留意します。

【プランの位置づけ】

本プランは、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や文部科学省による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を参酌し、「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」や「栃木県文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、スポーツや文化芸術活動を通じた生徒の健全育成や教員の負担軽減の観点も考慮しつつ、県内公立中学校を対象とし休日における学校部活動の地域移行を進めるための計画として位置づけるものです。

【プランの期間】

本計画は、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3か年を計画期間とします。

Ⅲ プランの目標

本県生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ活動の場を持続可能なものとするとともに、学校部活動から地域クラブ活動へ段階的に移行するための最初のステップとして、本プランの目標を次のとおりとします。

【基本目標】

生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりに取り組みます。

【活動目標】

令和7(2025)年度までに、全ての公立中学校の休日の部活動を1つ以上、地域クラブ活動にすることを目指します。

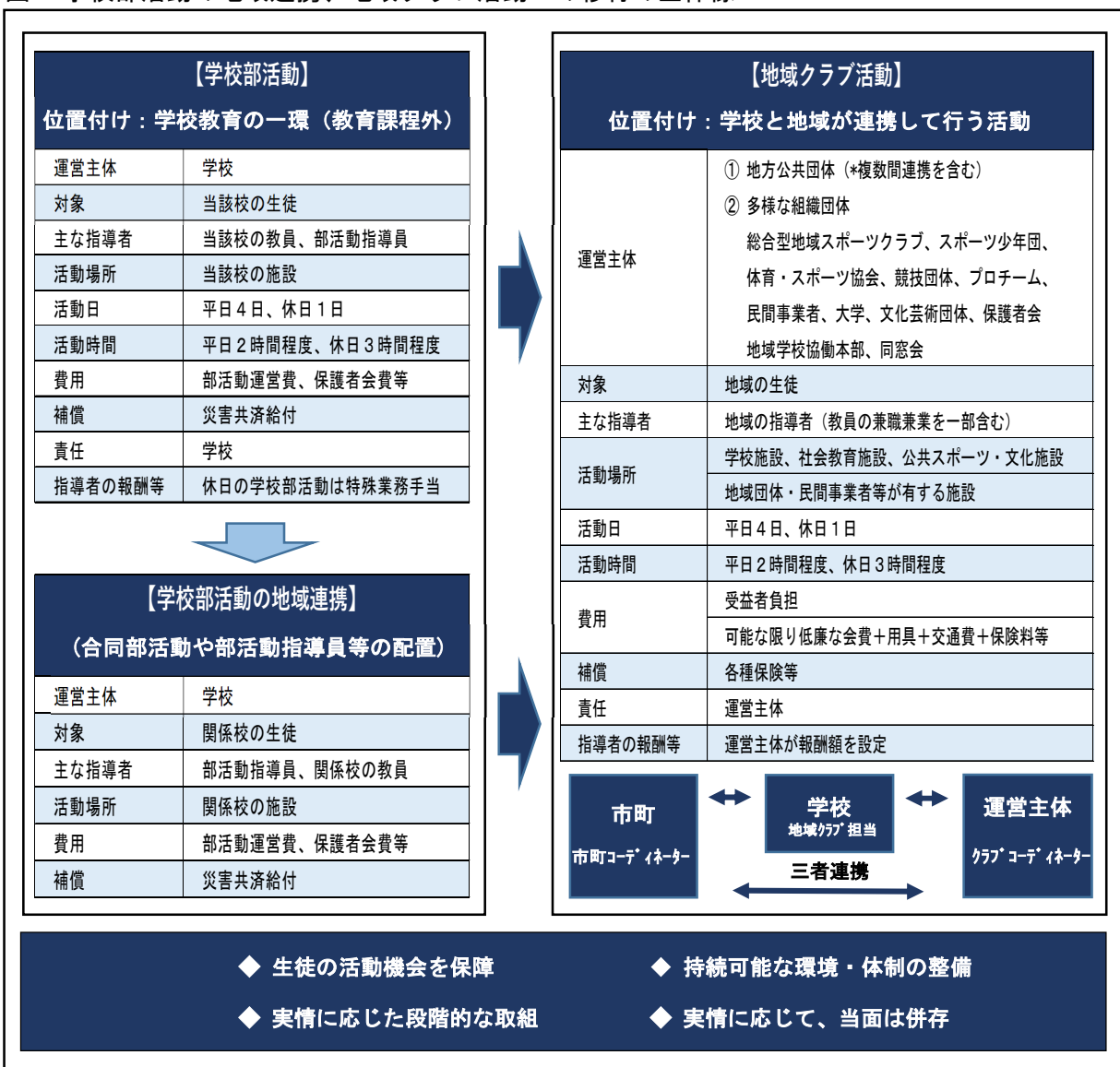
IV 学校部活動から地域クラブ活動への移行の全体像

生徒が地域クラブで活動する際には、学校と運営主体が密に連携を図りながら、学校部活動の方針や活動状況の共有、適切な生徒理解を行うことが重要です。

そのため、地域クラブ活動や学校部活動を所管する市町行政を含めた三者の連携により、持続可能な体制の構築及び環境の整備に取り組みつつ、段階的に地域移行を進めていくことが大切です。

また、各地域の実情に応じて部活動指導員の積極的な配置や合同部活動を導入する等、学校部活動と地域クラブ活動を当面併存させながら、生徒の活動機会を保障することも重要です。

図2 学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像

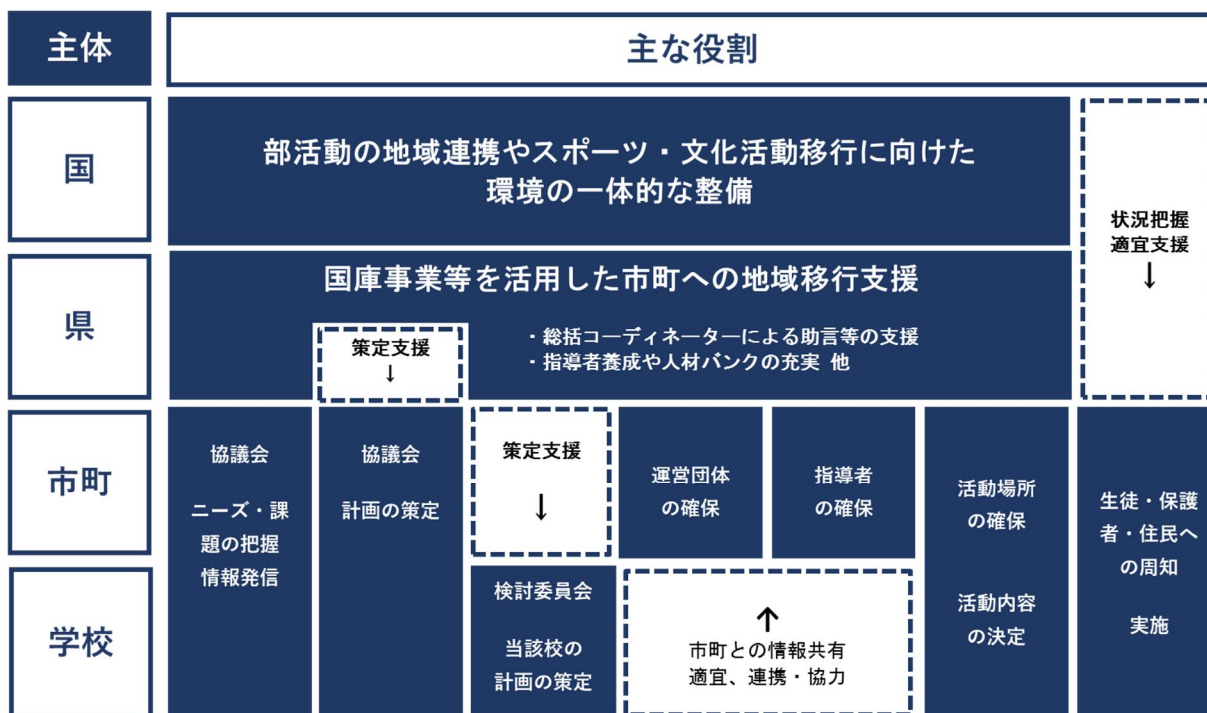


注意：活動日及び活動時間については、国によるガイドラインを踏まえ、過度な活動にならないようにすること。

V 地域移行に向けた国・県・市町・学校の役割と移行の流れ

地域クラブ活動を展開するにあたっては、国・県・市町・学校がそれぞれに役割を担い、連携・協働しながら取り組むことが大切です。

図3 国・県・市町・学校の主な役割



(1) 国の役割

将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に取り組む。

- 体制整備
- 指導者の質の保障・量の確保
- 関係団体・分野との連携強化
- 面的・広域的な取組
- 内容の充実
- 参加費用負担支援等
- 学校施設の活用等
- 学校の合同部活動・ICT活用や吹奏楽部等の取組に関する実証事業

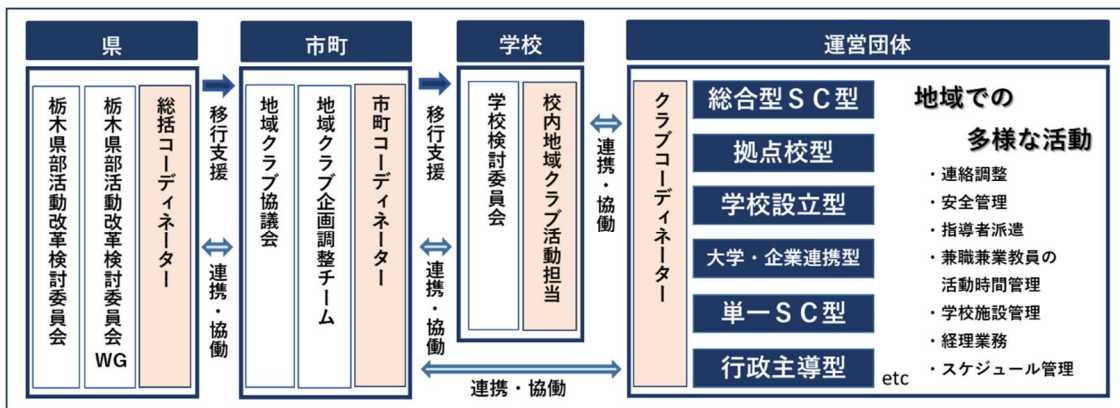
(2) 県の役割

国による学校部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備事業を活用し、指導者の養成や人材バンクの充実、総括コーディネーターによる助言、短時間で効果的な活動の普及・促進等により、各市町の学校部活動の地域移行への取組を支援します。

また、栃木県部活動改革検討委員会では、各市町の現状の把握や問題点の分析、推進事業の成果・課題の検証を行うとともに、将来にわたり生徒にとって望ましい地域クラブ活動の環境の構築や学校の働き方改革を考慮した、更なる部活動改革の推進に向けて、検討を行います。

- 栃木県部活動改革検討委員会による部活動改革の推進に向けた検討
- 実践研究の成果と課題の検証と普及・啓発
- 学校部活動の地域連携や地域移行に係る情報の発信
- 各市町による方針や計画の策定に対する支援や助言
- 地域クラブ活動に対するガイドラインの提示
- 国の事業を活用した、各市町による地域移行への取組支援
- 指導者の養成（講習会）及び人材バンクの充実
- 総括コーディネーターによる助言等の広域的な支援
- 短時間で効果的な活動の普及・促進
- 県立中学校の地域移行への取組
- 大会の在り方や入試等、関連諸制度への対応

図4 地域移行に係る県・市町・学校・運営団体の関係



《各コーディネーター等の役割》

【総括コーディネーター】

市町等が地域クラブ活動の環境整備や充実を図る上で必要な取組（関係機関・団体等との連絡や調整、協力依頼）に対する課題の解決に向けた情報提供や助言等を行う。

【市町コーディネーター】

地域クラブ活動環境の整備を進めるため、関係機関・団体等との連絡や調整、協力依頼等を行う。

【校内地域クラブ活動担当】

学校と地域クラブ運営団体との調整を行う。

【クラブコーディネーター】

地域クラブ活動の実施にあたり必要な、市町や学校、指導者や生徒・保護者等との連絡や調整を行う。

(3) 市町の役割

地域クラブ協議会を設置し、関係機関や団体と連携・協働しながら、地域の実情に即した地域移行に取り組みます。

また、地域クラブ企画調整チーム等を組織し、地域移行に必要な関係機関・団体との調整や地域クラブ活動環境の整備を図ります。

- 国や県の方針を踏まえ、市町の方針を決定し、市町と学校による主体的な地域移行
- 地域クラブ協議会及び地域クラブ企画調整チームを組織
- 学校や運営団体との連携による、地域移行後の活動状況や課題等の洗い出しと地域クラブ活動の充実に向けた評価・改善
- 経済的に困窮する世帯への支援方策の検討
- 地域クラブ活動に関するガイドライン等の提示

《地域クラブ協議会》

【構成】

- ・市町行政、スポーツ推進委員、市町スポーツ協会、中学校長、PTA、
地区中体連、地区中文連、地区商工会、企業、自治会、
総合型 SC 等の NPO 団体代表 等

【役割】

- ・国や県の方針を踏まえた、当該市町における学校部活動の地域移行に関する方針
の検討及び計画の策定（推奨）
 - ・地域における連携・協働体制の構築
 - ・地域クラブ企画調整チームの取組に対する助言・指導
 - ・地域移行後の取組状況の把握と課題に対する対応の検討
 - ・運営団体の決定
 - ・運営団体の設立（設立が必要な場合）
- * 総合型 SC のように、地域住民等が主体となって設立する場合があります。

《地域クラブ企画調整チーム》

【構成】

- ・市町コーディネーター、学校部活動所管課、地域スポーツ所管課、
文化活動所管課、市町施設所管課、人事所管課、スポーツ推進委員、
学校関係者、市町スポーツ協会 等

【役割】

- ・学校部活動を段階的に地域に移行する際の関係機関・団体との調整
- ・地域移行後の取組状況の把握と課題に対する対応の検討

(4) 学校の役割

学校部活動は、教育課程外の活動ですが、学校教育活動の一環として行われるものです。その活動は、生徒の自主的、自発的参加によるものであることから、学校は、自校の実態や生徒のニーズを踏まえた学校部活動の今後の在り方を検討します。

また、学校部活動を地域に移行する際には、生徒や保護者、教員等の関係者間で合意形成を図ります。

- 自校の部活動の在り方の検討
- 市町の方針を踏まえた、学校と市町による主体的な地域移行への取組
- 学校検討委員会の設置
- 運営団体への学校部活動運営のノウハウの伝授
- 運営団体との情報共有
- 地域クラブ活動との調整を行う窓口の設置

《学校検討委員会》

【構成】

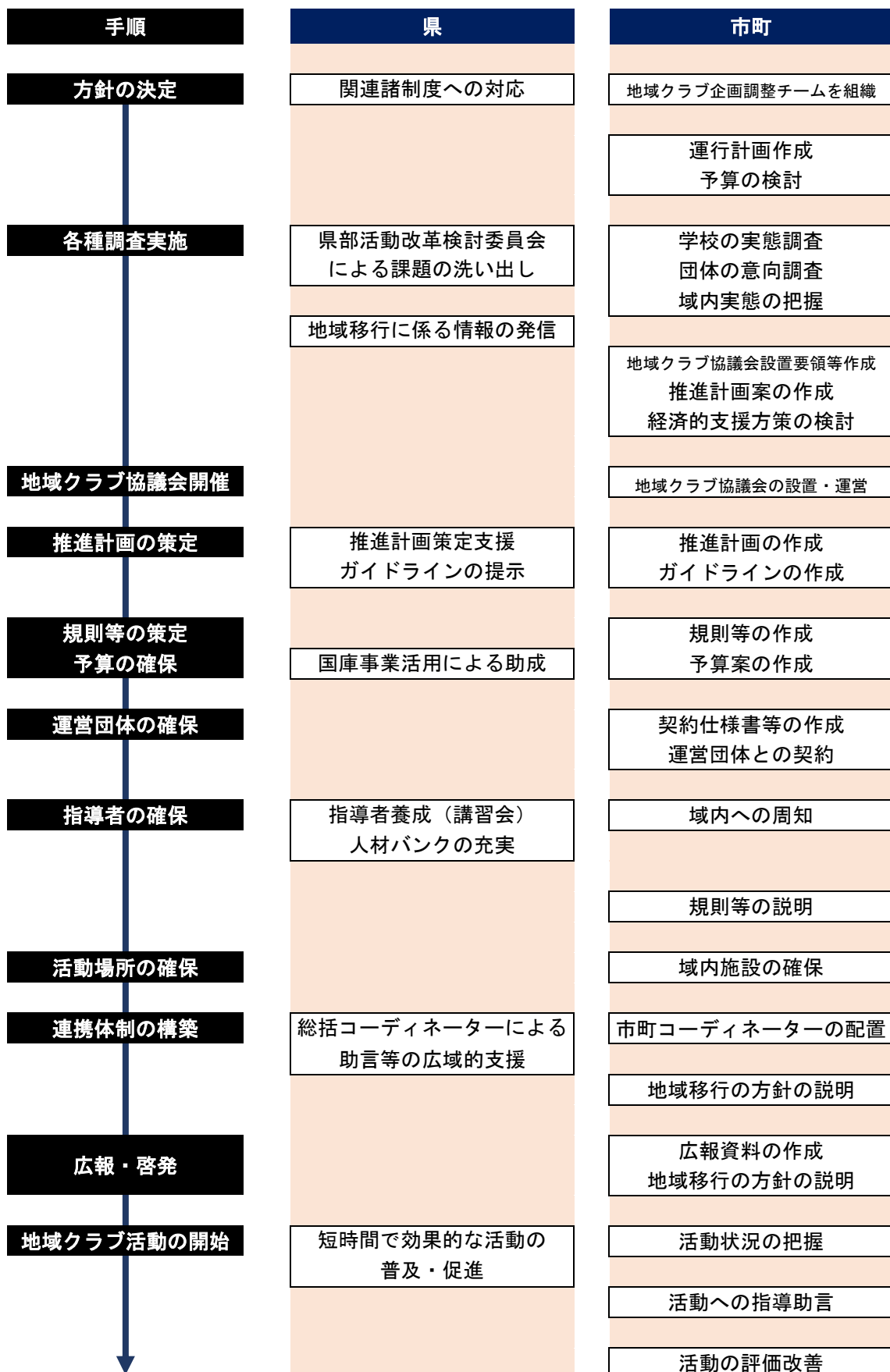
- ・ 管理職、部活動主任、PTA、学校後援会、
学校評議員・学校運営協議会委員、スポーツ推進委員、地域指導者
地域スポーツ・文化芸術団体 等

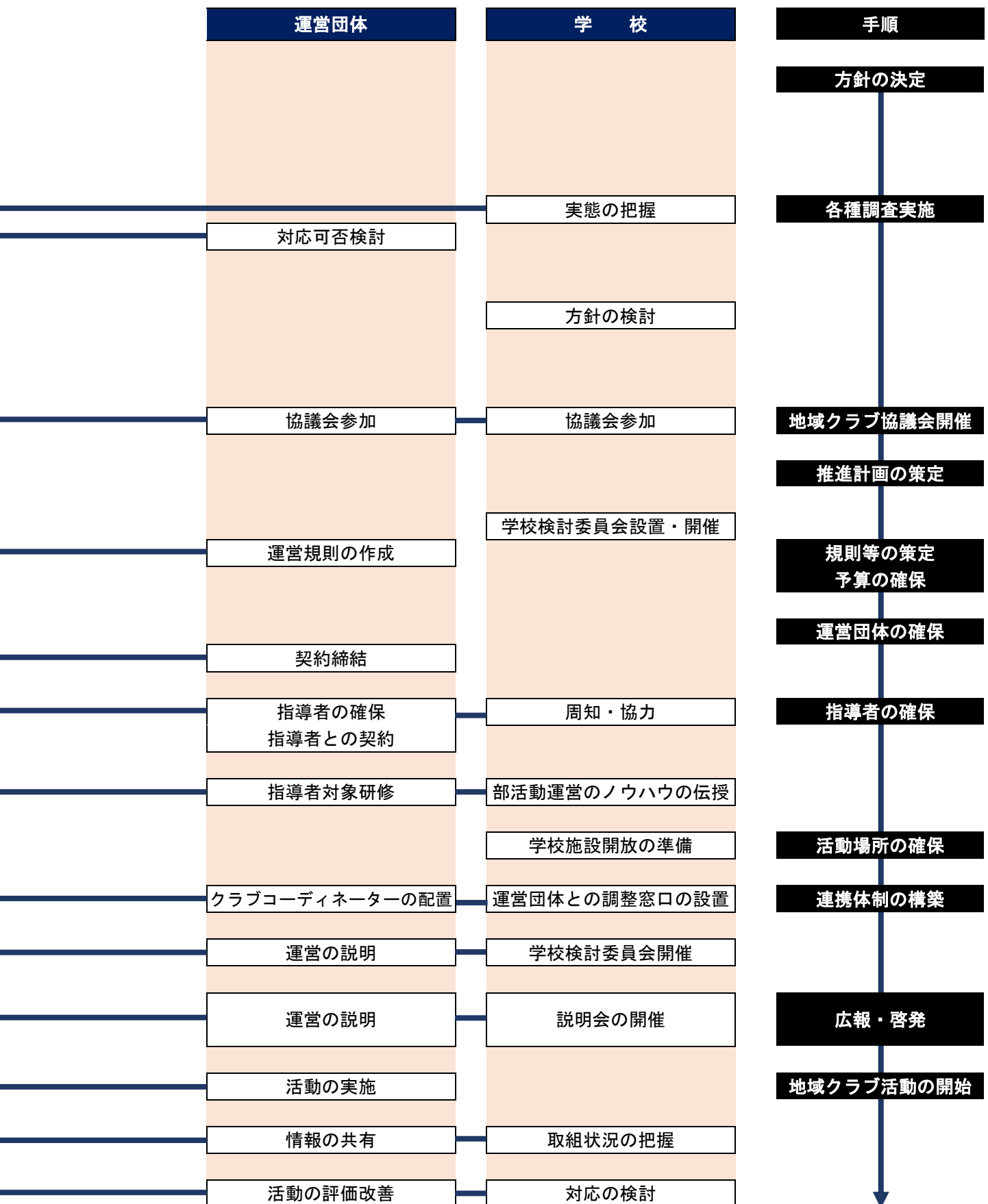
【役割】

- ・ 市町による学校部活動の地域移行に関する方針を踏まえた、当該校における地域移行の方針の検討及び計画の策定
- ・ 地域移行後の取組状況の把握と課題に対する対応の検討

(5) 移行の流れ

次のような手順で部活動の地域移行を進めて行くことが考えられます。





VI 学校部活動の地域移行に係る本県の課題と取組

1. 運営団体の整備充実

【課題】

生徒が地域においてスポーツ・文化芸術活動に親しめるようにするためには、地域の実情に応じて、多様な運営団体を想定しながら、それらの整備充実を進める必要があります。

本県では、運営団体の確保が大きな課題になっており、地域クラブ活動への参画が期待される総合型 SC や文化芸術団体等の団体数が十分ではありません。

また、これまで中学生を対象にして活動を行ってきた運営団体の数が少ないことから、市町がサポートをしながら、軌道に乗せていくことが必要です。

さらには、既存団体がない場合に新たな団体を立ち上げる必要がありますが、市町や市町スポーツ・体育協会等がその役割を担うことが考えられます。

【取組】

(1) 県内関係機関や競技団体、総合型 SC 等の参画支援

地域クラブ活動への参画が期待される県内団体に対して参画意向調査を実施し、参画を希望する団体の登録制度を設け、市町への情報提供を行います。

なお、一つの団体が複数の学区の地域クラブ活動の運営団体を担うことや、単一の活動をする団体が複数の学区の競技種目や分野の活動の運営団体を担うことが考えられます。

また、複数市町が合同で運営団体を整備することも想定されており、地域移行に向けた広域的な支援に取り組めます。

(2) 総括コーディネーターによる移行支援

関係機関や運営団体等との連携体制を構築しながら、地域クラブ環境の整備を行う役割を担う市町コーディネーター等に対し、地域移行に係る課題解決に向けた助言や情報提供を行い、各地域の実情に即した地域移行を支援します。

☆ 運営団体の望ましい在り方

運営団体は、中学生の地域における新たなスポーツ・文化芸術活動の環境を整備する役割があることから、公益性が高く活動基盤や財政基盤が安定していることが望ましいと考えます。

このことから、既存の団体に運営を依頼または、新たな団体を設立し、運営を行う際には主に次の点について確認する必要があります。

- 地域で継続的に運営が可能な団体
- 代表者、会計、監査、規約等を備えた団体
- ガバナンスが確立されている団体
- 教育委員会や学校、地域との連携を積極的に図ることができる団体
- 指導者（教員の兼職兼業を含む）の地域クラブでの活動状況等を把握し、教育委員会や学校等と情報の共有を図りながら、適切な配置・運用ができる団体
- 県や市町による地域クラブ活動方針の下に活動することが可能な団体

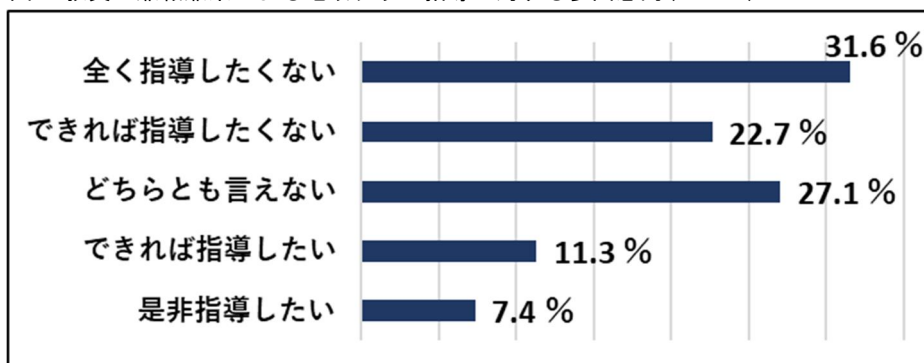
2. 指導者の確保

【課題】

生徒にとって望ましい地域スポーツ・文化芸術活動環境を整備するためには、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保していく必要があります。特に、心身の発達の途上にある生徒を指導する際には、発達段階に応じた適切で効果的な指導を行うために必要な知識や考え方、生徒理解やトラブル対応等の知見を身に付けた指導者を確保することが大切ですが、県内公立中学校におけるすべての部活動に対応するまでの指導人材を確保することは大きな課題です。

また、教員の兼職兼業による指導者としての参画が期待されていますが、図5の令和4(2022)年度に実施した調査結果では、県内公立中学校教員の約半数が部活動指導に対する負担感の大きさや価値観の多様化から、参画を望まない現状にあります。このことから、次の取組等を検討する必要があります。

図5 教員の兼職兼業による地域クラブ指導に対する参画意向 (N:2092)



《取組の検討事項》

- 指導者資格保有者の確認
- 活動中指導者の確認
- 指導者の養成
- 兼職兼業による指導を希望する教員の確認
- 人材バンクの設置
- 人材バンクの活用（県や他市町バンクとの相互利用等を含む）
- 学校部活動外部指導者の活用
- 競技団体への指導者紹介依頼
- 企業や大学からの指導紹介依頼
- 求人募集

【取組】

(1) 指導者の養成

生徒にとって望ましい地域スポーツ・文化芸術環境を整備するため、専門性の高い指導者の養成を目指します。

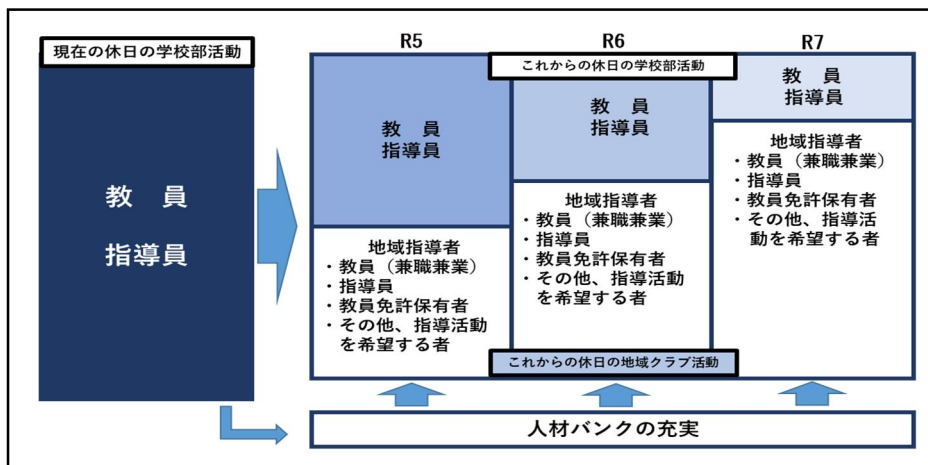
また、地域クラブ指導者に対し、学校部活動の教育的意義や「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に対する理解の促進を図ります。

(2) 人材バンクの充実

関係団体と連携しながら、(公財)日本スポーツ協会(JSP0)公認指導者資格や競技団体等が定める公認指導者資格を有する指導者等に対し、地域クラブへの参画意向調査を実施し、参画を希望する指導者の人材バンクへの登録を促進します。

また、既存学校部活動で活動している部活動指導員への人材バンクへの登録を推奨しながら、地域クラブ指導者人口の拡大を目指します。

図6 人材バンクの充実による地域指導者の拡大（イメージ）



(3) 教員の兼職兼業

県では、兼職兼業を希望する教員が許可を得て、円滑に活動に従事できるように兼職兼業の運用に係る考え方の整理を行います。

【留意事項】

- 市町教育委員会が運営方針等の策定に参画して実施される地域クラブ活動は、兼職兼業が許可される根拠法（教育公務員特例法 17 条）にある「教育に関する他の事業若しくは事務」に当てはまります。
- 市町教育委員会は、国が示す手引きやガイドライン等を参考にしつつ、指導を希望する教員が兼職兼業により、地域クラブ活動の業務に従事できるような仕組みづくりが必要になります。
- 市町教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員の意思を十分に確認、尊重するとともに、校務への影響や教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことも勘案して許可を出すことが大切です。
- 地域クラブでの指導を希望する教員のやりがい失われることのない環境を整備することは地域スポーツ・文化芸術振興の観点からも効果的です。
- 以上の観点を踏まえ、県として教員の兼職兼業による地域クラブ活動時間については、以下の時間を目安とすることが適当と考えます。

【1か月当たりの兼職兼業による地域クラブ活動時間の目安】

★ 地域クラブ指導者としての従事時間（16 時間/月）

・活動回数 4 回/月 ・活動時間 3 時間 + 1 時間（準備等に要する時間）

備考 休日を含めた時間外在校等時間 45 時間以内/月 「学校における働き方改革プラン（第 2 期）」

労働基準法による時間外及び休日の労働上限時間 80 時間未満（厚生労働省）

- 市町教育委員会や学校は、教員の健康に留意した上で、兼職兼業により地域クラブにおいて指導をする教員の活動状況等を運営団体と情報を共有しながら、適切な活動時間になるようにする必要があります。
- なお、国においては、教員の心身の健康を確保するため、当該教員の学校における労働時間と地域クラブ活動の業務に従事する時間を通算した時間から労働基準法に規定される法定労働時間を差し引いた時間（いわゆる時間外労働と休日労働の合計時間）が単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないことが適当である旨を示しています。
 - * 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）〔文部科学省：令和 3 年 2 月〕
- ハイシーズンへの対応については、オフシーズンとの調整を図りながら、年間を通じて活動時間が過度にならないようにする必要があります。

3. 効率的な活動の推進

【課題】

本県ではこれまで、生徒が部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長が図られるよう、県版のガイドラインを策定し運動部活動・文化部活動の効率的な活動の推進に取り組んできました。

今後は、学校部活動の地域移行を踏まえ、地域単位の活動においても効率的な活動が適切に行われるようにする必要があります。

【取組】

(1) 県版ガイドラインの策定

県では、国による総合的なガイドラインを踏まえ、学校部活動と地域クラブ活動の在り方に関するガイドラインを策定し、今後の地域クラブ活動においても効率的な活動が行われるよう取り組みます。

また、スポーツ医・科学の知見に基づいた科学的なトレーニングの導入や効率的な学校部活動の管理・運営の推進など、ICT 機器を活用しつつ、短時間で効果的な活動の推進に向けた実践研究に取り組んでおり、今後は、その成果を各学校や地域において展開できるよう、広く普及することを目指します。

4. 活動機会の確保

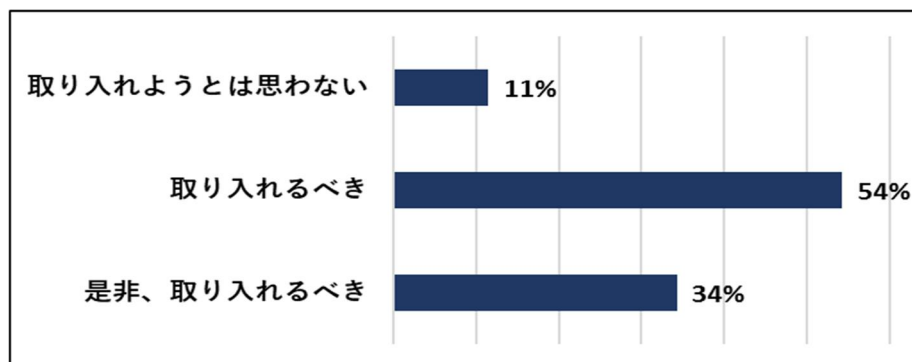
【課題】

本県の、地域のスポーツクラブ等に加入する生徒数は、平成 28 年度の 8,212 名から令和 4 年度は 8,801 名に増加しており、学校外に活動の場を求めていることがうかがえます。少子化の影響から各学校における設置部活動数が減少しており、その結果、生徒が参加したい競技や種目等を選択することができなくなっていることが考えられます。

図 7 の本県による教員に対するアンケート調査結果において、「多様なニーズに合わせた部活動を取り入れるべき」と回答した割合が 54%と半数以上の教員が回答しています。

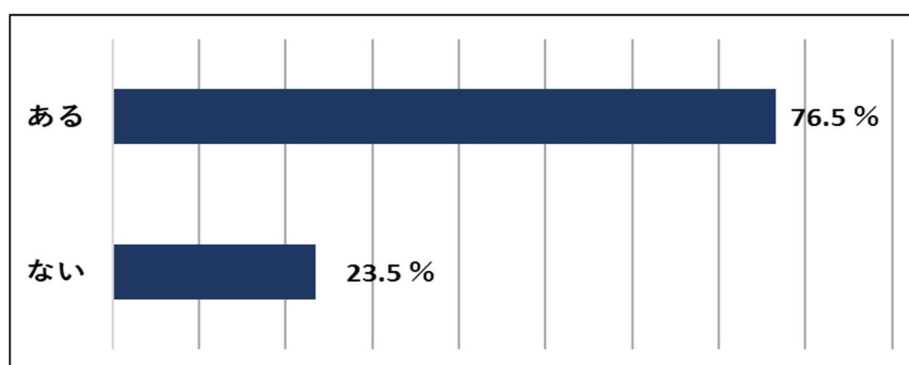
また、図 8 の生徒に対するアンケート調査結果においても、75%以上の生徒が「学校部活動以外でやってみたい活動がある。」と回答しており、生徒や保護者のスポーツ・文化芸術活動に対する多様なニーズに対応した環境づくりが必要です。

図7 多様なニーズに合わせた部活動に対する教員の考え (N:35)



資料：R4 休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究アンケート調査（栃木県教育委員会）

図8 生徒の学校部活動以外でやってみたい活動の有無について (N:439)



資料：R4 休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究アンケート調査（栃木県教育委員会）

【取組】

(1) 多様なニーズに対応した地域クラブ活動の実施

地域クラブ活動は、学校部活動で行われている活動を単に地域に移行するだけでなく、生徒の多様なニーズに応じた活動機会を確保することが大切です。

県では、県内総合型SC等の団体と連携しながら、参加しやすい地域クラブ活動の展開を目指します。

(2) 地域を越えたクラブ活動への参加

地域クラブ活動は、居住地域のクラブだけでなく他の地域クラブでの活動を希望する生徒が参加できる環境を整備することが大切です。生徒のニーズが多様化している現状を踏まえ、各市町と連携を図りながら、様々な地域クラブへの参加が可能な環境づくりを目指します。

5. 活動場所の確保

【課題】

地域クラブ活動は、他の地域スポーツ・文化芸術団体と同様に社会教育に位置づけられます。このため、地域クラブが学校施設等を利用する際には、他の団体との競合により活動場所を利用できずに、生徒の活動に支障が生じる可能性があります。

また、地域クラブ活動では、活動拠点を学校施設にすることが想定されていますが、休日における学校施設の管理の在り方について、整理が進んでいない状況にあります。

【取組】

(1) 地域クラブによる学校施設利用について

地域クラブ活動を行う団体が安定的・継続的に運営するための利用しやすい環境づくりが必要です。

県では国が示す方針等を踏まえ、現行の県立学校施設管理の考え方や利用上のルール、使用料等に関する検討を行い、地域クラブ活動を行う団体のより良い環境づくりに努めます。

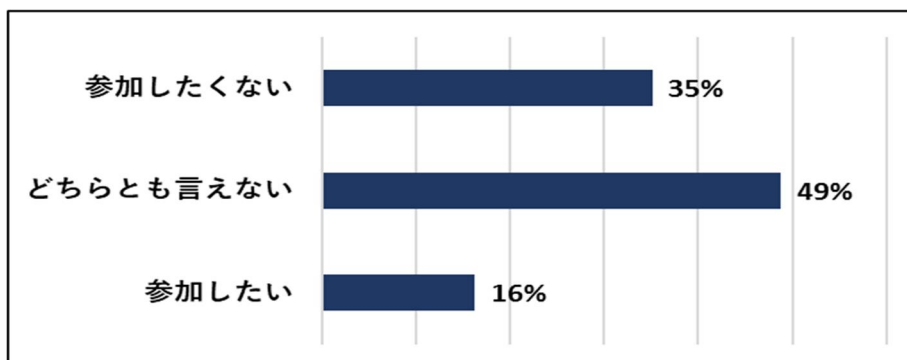
6. 参加費用負担の理解促進

【課題】

図9のとおり、生徒に対するアンケート調査結果において、35%の生徒が「地域クラブ活動が受益者負担になった場合、地域クラブ活動に参加したくない。」と回答しています。

このため、会費が保護者にとって大きな負担になるような額になると、生徒が地域クラブ活動に参加することを躊躇してしまったり、諦めてしまったりする恐れがあります。

図9 受益者負担による地域クラブ活動に対する生徒の参加意向 (N:439)



資料：R4 休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究アンケート調査（栃木県教育委員会）

【取組】

(1) 参加費用負担に関する学校・家庭・地域・運営団体等への理解促進

県では保護者や生徒、学校や地域等へ、受益者負担を原則とした費用負担に対する理解の促進を図るとともに、運営団体に対して活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費や参加料になるよう広く呼びかけながら、生徒が継続的・安定的に地域クラブ活動に参加できるよう、環境の整備に取り組めます。

また、生活困窮世帯の生徒に対する支援の在り方について、今後も国の動向を踏まえながら検討していきます。

(2) 保険に対する考え方

地域クラブ活動は、学校の活動で発生した怪我や事故に対する保険の対象になりません。このため、地域クラブで活動する際には、生徒や指導者が自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入が必要です。

また、運営団体においては、活動分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、生徒や指導者への保険加入の義務づけや団体保険への加入等、適切な補償が受けられるようにすることも重要です。

県では受益者負担への理解促進に併せ、保険に対する考え方を知らせながら、生徒にとって望ましい地域クラブ活動環境の整備に取り組めます。

7. 関連諸制度等への対応

【課題】

学校で部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ・文化芸術活動に参加する生徒が増えていく状況に対応した見直しが進められているところであり、本県においても、諸制度の見直しへの対応が必要です。

【取組】

(1) 大会等への支援について

県ではこれまで、栃木県中学校体育連盟が主催する大会や栃木県中学校文化連盟が後援するコンクール等に対する支援を行ってきました。

今後は、地域移行の状況を踏まえながら、生徒にとってより良い大会やコンクールが開催されるよう、栃木県中学校体育連盟や栃木県中学校文化連盟との連携を図っていきます。

(2) 入学者選抜について

高校の入学者選抜においては、学力検査や各教科の成績だけでなく、学校部活動も含めた学校内外の諸活動について、生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価することが求められてきました。

県では、入学者選抜において、これまでも学校内外の諸活動に関する評価を実施してきたところですが、今後は、部活動の地域移行も考慮しながら、学校内外のスポーツ・文化芸術活動に関する評価の在り方について検討していきます。

巻末資料

1 部活動の地域移行に係る国の動向

◆ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月)

- 生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で、最適に実施されるよう策定

◆ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(中教審答申・平成31年1月)

- 部活動の指導が中学校における教師の長時間勤務の主な要因の1つ。将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべき。

◆ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議(衆・令和元年11月、参・12月)

- 教育職員の負担軽減を実現する必要があるため、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

◆ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(令和2年9月)

- 令和5(2023)年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

◆ 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言(令和4年6月)及び文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(同年8月)

- 部活動の教育的意義や役割については、地域単位の活動においても継承発展させ、新しい価値が創出されるよう環境を整えるべき。

◆ 学校部活動及び新たな地域スポーツクラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月)

- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

2 参考文献・参考資料

- (1) 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について〔文部科学省令和2年9月〕

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406073_00003.htm



- (2) 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言〔スポーツ庁：令和4年6月〕

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/toushin/1420653_00005.htm



- (3) 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言〔文化庁令和4年8月〕

https://www.bunka.go.jp/seisaku/gei_jutsubunka/sobunsai/chiiiki_ikou/93755101.html



- (4) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン〔スポーツ庁・文化庁：令和4年12月〕

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm



- (5) 公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）〔文部科学省：令和5年1月〕

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html



- (6) 時間外労働の上限規制〔厚生労働省働き方改革特設サイト〕

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/overtime.html>



(7) 栃木県運動部活動の在り方に関する方針〔栃木県教育委員会：平成30年9月〕

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/education/sports/sports/documents/undoubukatudouhousinn.pdf>



(8) 栃木県文化部活動の在り方に関する方針〔栃木県教育委員会：平成31年3月〕

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/documents/r01houshin.pdf>



(9) 栃木県中学校・高等学校運動部に関する調査結果〔栃木県教育委員会〕

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/education/sports/sports/tyousa.html>



(10) 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン〔文部科学省：平成31年1月〕

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/1412983.htm



(11) 学校における働き方改革推進プラン（第2期）〔栃木県教育委員会：令和4年3月〕

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/houdou/documents/gakkouniokeruhatarakikatakaiakudai2kipurann.pdf>



(12) 教員の部活動に関する意向調査結果〔栃木県教育委員会：令和4年10月〕

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/houdou/2022kyouinnnobukatudounikanssuruikouchousa.html>



3 用語集

用語	解説
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報 (Information) や通信 (Communication) に関する技術の総称のこと。
NPO	Non Profit Organization の略。非営利団体のことで、営利の企業とは異なり、利益のために活動するのではなく、地域の課題や社会の課題、誰かの困りごとを解決しようと取り組む団体のこと。
学校部活動	スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育活動の一環として行われるもの。
合同チーム	少人数の運動部による単独チームでの大会参加ができない場合に、複数校の生徒で編成するチーム。
合同部活動	少子化や教員の不足により、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営が困難な学校に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術活動に対するニーズに応え、部活動の活性化を図るため、複数校が合同で活動する部活動。
災害共済給付制度	独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給を行うもの。
スポーツ少年団	子どもたちが自主的にメンバーとして参加し、「自由時間に、地域社会で、スポーツを中心としたグループ活動を行う団体」です。単位団は、団員のほか、リーダー、指導者、役員・スタッフ、育成母集団等により構成。団員が活動を通じて喜びや楽しさを体験し、仲間との連帯や友情、協調性や創造性などを育み、良き社会人として成長してくれることが期待されている。

**総合型地域スポーツクラブ
(総合型 SC)**

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

地域クラブ活動

地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動のこと。地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるもの。

部活動指導員

学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十八条の二、第一百四条及び第三百三十五条で定める学校の職員。

部活動の教育的意義

部活動は体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の多様な学びの場としてきた。

【栃木県部活動改革検討委員会】

委員長 藤井 和彦（白鷗大学教育学部 教授）

副委員長 栗原 丈晴（令和4年度栃木県中学校長会 会長）

委員 高橋 高（令和4年度栃木県中学校体育連盟 会長）

委員 大塚 昌哉（令和4年度栃木県中学校文化連盟 会長）

委員 鈴木 史隆（栃木県吹奏楽連盟 副理事長）

委員 北原 裕子（栃木県PTA連合会 監事）

委員 大森 崇由（NPO法人たかはら那須スポーツクラブ 理事長）

委員 清水 武治（NPO法人たぬまアスレチッククラブ 理事長）

委員 森本 聡（矢板市教育委員会）

委員 土田 邦博（佐野市教育委員会）

とちぎ部活動移行プラン
～ 公立中学校の部活動を地域クラブ活動へ～
編集・発行 栃木県教育委員会事務局生涯学習課

TEL 028-623-3404

FAX 028-623-3406

栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課

TEL 028-623-3415

FAX 028-623-3411